

公益財団法人金沢健康福祉財団 訪問看護ステーション運営規程

第1条 この規程は、健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）及び金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）に基づき、公益財団法人金沢健康福祉財団（以下「財団」という。）が開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては、要支援状態をいう。以下同じ。）にあり、主治医が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 この事業は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、要介護者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 ステーションの看護職員等は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、訪問看護を計画的に行うものとする。

3 ステーションの看護職員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 ステーションは、事業の実施に当たって、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、看護職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢健康福祉財団 訪問看護ステーション

(2) 所在地 金沢市大手町3番23号

2 事業所に出張所を置くものとし、その名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢健康福祉財団 訪問看護ステーション・泉野出張所

(2) 所在地 金沢市泉が丘2丁目1番12号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 ステーションにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう、ステーションの全体について、職員の勤務割等の職員の管理、設備及び備品の衛生的な管理その他適切な訪問看護が行われるために必要な業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、ステーションの職員に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、自らも訪問看護業務に当たる。

(2) 所長 出張所ごとに1人 (常勤職員)

所長は、管理者を補佐し、管理者の総合調整及び指揮監督のもとで、自らが所属する出張所に関する職員の管理、設備等の管理その他必要な業務の管理及び職員の指揮命令を行う。また、自らも訪問看護業務に当たる。

(3) 看護職員等

看護師 常勤換算で5人以上 (管理者及び所長を含む。)

その他、必要に応じて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置する。

看護職員等は、利用者の病状及び心身の状態に応じ適切な訪問看護を行うため、主治医と密接な連携を図るとともに、主治医の指示に基づき (介護予防) 訪問看護計画を作成し訪問看護に当たる。また、看護職員等は専従者とし、病院等や、その他の保健福祉サービスの業務に従事することはできないものとする。

(4) 事務職員 1人

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 この事業は、毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。ただし、祝日及び1月29日から翌年の1月3日までの日については除く。

2 営業時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。

(訪問看護の内容)

第7条 ステーションで行う訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、病状の観察、清拭、褥瘡処置、カテーテル等の管理、リハビリテーション、家族への療養上の指示等のサービスの提供を行う。

(訪問看護の提供方法)

第8条 利用者は、主治医が交付する訪問看護指示書を提出してステーションに申し込むものとする。利用者が訪問看護指示書の交付を受けずに利用の申込を行った場合は、ステーションは、利用者に訪問看護指示書の交付を受けるように指導を行うものとする。

2 ステーションは、利用者の療養上の世話が重いことを理由に訪問看護を拒むことがないものとする。ただし、適切な訪問看護の提供が困難と認めた場合又は現員の看護師等では利用の申込に応じきれない場合には、訪問看護に応じなくともよいこととし、速やかに主治医に連絡するものとする。

3 ステーションは、訪問看護の開始に際し、利用者やその家族に対して、利用の手続、訪問看護の提供方法、内容、利用料等の説明を行い、その同意を得るものとする。

4 看護職員等は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者若しくはその家

族からの求めに応じ、これを提示するものとする。

- 5 ステーションは、被保険者証等により利用者が訪問看護を受ける資格があることを確認する。この場合に他の訪問看護ステーションから訪問看護を受けていないか併せて確認するものとする。
 - 6 ステーションは、初回の訪問時に、病歴、家族構成、家庭介護の状況、日常生活活動の状況、保健福祉サービスの利用の状況等を把握し、訪問看護記録書に記入するものとする。また、毎回の訪問時に、訪問年月日、心身の状態、病状、家庭介護の状況、実施介護の内容、時間及び主治医への報告事項等を訪問看護記録書に記入するものとする。
 - 7 訪問看護の実施に当たっては、療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものにならないよう計画的に行うこととし、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 訪問看護に当たっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
 - (2) 訪問看護に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいよう利用者又はその家族に対し、指導すること。
 - (3) 訪問看護に当たっては、常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果をもあげることができるよう利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 常に利用者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (5) 特殊な看護については、行ってはならないこと。これは、医学的立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等を行ってはならないことである。
 - 8 ステーションは、利用者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、原則として月に1回主治医に提出することとし、その写しを訪問看護記録書に添付するものとする。ただし、主治医の指示がある場合は、適宜提出するものとする。
 - 9 ステーションは、適切な訪問看護を行うため、主治医と密接な連携を図るものとする。特に、訪問看護の提供の要否判定は、1箇月に1回は主治医に相談するものとし、その結果を訪問看護記録書に記載するものとする。
 - 10 ステーションは、市の実施する保健福祉サービスとの連携に十分配慮するものとし、必要な情報を利用者の同意を得て、医療保険対象の訪問看護を行った日から2週間以内に利用者の居住する市町に対し提供するものとする。また、次の場合は遅滞なく意見を付して利用者の居住地の市町に通知するものとする。
 - (1) 正当な理由なしに訪問看護に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
 - (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき(利用料等)
- 第9条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担者割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。
- 2 その他の費用については、別表で定める。
 - 3 ステーションは、利用者から利用料の支払を受けた場合に交付する領収書の控えを

作成・保管するほか、利用料に関する帳簿の整理を行い、利用料の徴収記録を明らかにするものとする。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、金沢市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じたうえで、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故時の対応)

第13条 訪問看護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第14条 ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第15条 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について看護職

員等に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション看護職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
(業務継続計画の策定等)

第17条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条 ステーションは、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が、相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施事業に協力するように務めなければならない。

(その他ステーションの運営に関する事項)

第19条 この事業を進めるために次の事項を定める。

- (1) ステーションの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制及び利用申込者のサービスの選択に資すると認められる必要事項を掲示しなければならない。
- (2) 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規程による掲示に代えることができる。
- (3) 訪問看護の開始の際には、利用者又は家族に対し、職員の勤務と体制、サービスの内容、緊急時の対応及び利用料に関する事項等を記入した文書を交付しなければならない。
- (4) 看護職員等の質的向上を図るため、採用時及び定期的な研修の整備を図る。
- (5) 看護職員等は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (6) ステーションは、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(7) ステーションは、設備、備品、職員、会計及び利用者に対する訪問看護その他のサービスの提供に関する記録を整備しなければならない。

(8) 事業の会計は、独立したものとして会計処理する。

2 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、管理者が財団の理事長と協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）25条第1項に定める新設合併により設立する法人の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月15日から施行する。